

別表第3 清掃業務

1 日常清掃		
清掃対象部分	清掃仕様	
建物周囲		
一 建物周囲	ゴミ拾い	(回 /)
二 植栽	散水	(回 /)
	除草	(回 /)
三 駐車場	ゴミ拾い	(回 /)
四 自転車置場	ゴミ拾い	(回 /)
五 プレイロット	ゴミ拾い	(回 /)
六 排水溝、排水口	ドレンゴミ除去	(回 /)
七 ゴミ集積所	ゴミ整理	(回 /)
	床洗い	(回 /)
建物内部		
一 ポーチ	床掃き拭き	(回 /)
	排水口・ドレンゴミ除去	(回 /)
二 風除室	床掃き拭き	(回 /)
三 エントランスホール	床掃き拭き	(回 /)
	ゴミ箱・灰皿処理	(回 /)
	備品ちりはらい	(回 /)
	ドア拭き	(回 /)
	金属ノブ磨き拭き	(回 /)
	ガラス拭き	(回 /)
四 エレベーターホール	床掃き拭き	(回 /)
	ゴミ箱・灰皿処理	(回 /)
	ガラス拭き	(回 /)
五 エレベーター籠	床掃き拭き	(回 /)
	ゴミ拾い	(回 /)
	壁面金属部分磨き	(回 /)
	壁面ちりはらい	(回 /)
六 廊下	ゴミ拾い	(回 /)
	手摺り・目隠し板ちりはらい	(回 /)
七 階段	ゴミ拾い	(回 /)
	手摺りちりはらい	(回 /)
八 階段ドア	ドア拭き	(回 /)
九 集会室	床掃き拭き	(回 /)
	ゴミ箱・灰皿処理	(回 /)
	集会室備品ちりはらい	(回 /)
	ドア・ガラス拭き	(回 /)
	金属部分磨き	(回 /)
十 管理事務室	床掃き拭き	(回 /)
	ゴミ箱・灰皿処理	(回 /)
	備品ちりはらい	(回 /)
	ドア・ガラス拭き	(回 /)
	金属部分磨き	(回 /)
十一 共用トイレ	床掃き拭き	(回 /)
	衛生陶器拭き	(回 /)
	金属部分磨き	(回 /)
	トイレトーパー補充	(回 /)
十二 屋上	ゴミ拾い	(回 /)
	排水口・ドレンゴミ除去	(回 /)

2 特別清掃	
清掃対象部分	清掃仕様
エントランスホール	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
エレベーターホール	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
階段	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
廊下	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
集会室	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
管理事務室	床面洗浄 (回 /) 床面機械洗浄 (回 /) ワックス仕上げ (回 /) カーペット洗浄 (回 /)
共用灯具・カバー	ちりはらい (回 /)
共用ガラス清掃	ちりはらい・拭き清掃 (回 /)

3 業務実施の態様

日常清掃及び特別清掃は、通常要すると認められる範囲及び時間において作業するものとする。

廊下及び階段等常時利用又は使用状態にあり、清掃作業終了後に直ちに汚損する場所又は箇所については、通常の作業工程を終了した段階で、日常清掃の作業を完了したものとする。

廊下及び階段等常時利用又は使用状態にある場所又は箇所において清掃作業をする場合は、組合員等に事故が生じないよう配慮する。なお、当該作業を実施する場合は、共用部分の電気、水道を使用するものとする。